

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2012.1. Vol.23

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『株式会社設立の発起人に海外在住の外国人が関わったケース』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『株式会社を設立する際の費用は？』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



上井草の法律手続アドバイザー
行政書士 銚立 榮一朗
(ほこだて えいいちろう)

事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート◎

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中↓

刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

新年おめでとうございます、銚立です。

2012年スタートして、仕事始めからまだ3週間足らずですが、今年はお客様の出足が早いというか、動き出しが早いように感じています。

1/7(土)に実施した当事務所主催の「個別無料相談」の日も、来所2組、電話相談2組のご相談がありました。

ご相談、ご依頼を受けていて私が感じているのは、昨年の閉塞感から抜け出そうと動き始めているお客様が多いということ。会社設立案件、許認可取得案件しかり。

今年も精一杯お客様のサポートをして行きたいと思います。
本年も宜しく願い申し上げます！

<サポート事例>

『株式会社設立の発起人に海外在住の外国人が関わったケース』

こここのところ、会社設立手続きのご依頼が増えています。昨年、当事務所がお手伝いした会社設立案件は3件でしたが、今年に入ってからは、現時点(1月)ですでに2社を設立。設立に伴う許認可案件も現在2件進行中です。いずれのお客様にも共通しているのは、20~30代の若い経営者であるということ。当事務所は個人経営の小さな事務所ではありますが、こうした若い世代の経営者たちと接していると、世の中が動き出しているなあ実感する次第です。

さて、今回のサポート事例は、今月設立したG社の案件です。国内大手建設会社と一緒に働い

ていた先輩、後輩が、再生エネルギー事業をスタートするべく合同会社の立ち上げを計画していたところ、外国人の事業パートナーが出資の名乗りを上げ、3人で株式会社を設立することに。当事務所で手続きをサポートさせていただきました。

本件のポイントは、海外在住の外国人の方が株式会社設立の発起人に加わるという点。当事務所が代理人として公証役場で定款の認証を受けるためには、発起人から委任状をもらう必要があります。通常であれば、委任状に署名・押印をもらうのですが、外国人の場合はサインになります。公証役場と事前調整したところ、海外の現地公証資格者にサインについての認証を受ける必要があるとのこと。手続きに多少時間がかかりましたが、現地

★ぜひ営業店の皆様でご利用ください。

つづき↓

＜サポート事例＞

でのサイン認証手続きを無事クリアし、公証役場での定款認証手続きも無事終わることができました。登記の申請はパートナー司法書士が担当し、予定していた設立日に間に合うことができました。

今後も同社と当事務所は、中古建設・農業機械の輸出に必要となる許認可手続きや、会計記帳代行業務を通じて、末永いお付き合いが続いて行く予定です。

■「ずっとお付き合いが続けられる」(横浜市青葉区 G 株式会社 H.M 様 M.T 様)

——何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

もともと(M.T様の)身内が鉾立さんの知り合いで。会社設立手続きの業務をやっていることを知って、まずは会って相談してみよう。

——何が決め手となって業務を依頼しましたか？

一度設立手続きをやっておしまい、ではなく、今後も記帳代行をやってもらえるので、ずっとお付き合いが続けられると思ったからです。

——実際に依頼してみてもいかがでしたか？

外国人の発起人がいたのですが、手続きのことをきめ細かく調べてくれて感謝しています。(M.T 様)

親切にいろいろと説明してくれてありがたいです。(H.M 様)

＜相談業務引き出しメモ＞

『株式会社を設立する際の費用は？』

1.自分だけで手続きをやる場合

必ずかかる費用は、定款認証手数料(公証人)の52,000円(定款の謄本交付代を含む。)と、登録免許税(法務局)の150,000円です。そこにプラス、電子定款ではなく紙の定款で認証を受ける場合は、印紙代の40,000円がかかります。**トータルで、242,000円**となります。

2.行政書士や司法書士など専門家に手続きを依頼する場合

定款認証手数料の52,000円と、登録免許税の150,000円がかかるのは同じです。ただし、電子定款に対応している事務所に手続きを依頼すれ

ば、印紙代の40,000円は不要となります。専門家報酬は、10万円前後が一つの目安となります。その場合、**トータルで、300,000円前後**となります。

当事務所の場合は、定款認証手数料、登録免許税、報酬を含めて、**トータルコスト 296,500円**で株式会社の設立手続きをサポートしています。また、**設立後の会計記帳代行業務(15,750円~/月)**を合わせてご依頼いただいた場合は、**トータルコスト 254,500円**とさせていただきます。

※当事務所は、お客様の費用負担が4万円安くなる電子定款作成業務に対応しています。

※パートナー司法書士による登記申請手続きを含みます。

＜編集後記＞

明らかな運動不足により体力の衰えを実感した昨年。疲れやすい体質になり、体が弱って風邪を引いたり、十数年ぶりにものもらいになったり…個人事業主は体が資本。今年は、「基礎体力づくり」を最重要テーマと位置づけることにしました。筋トレ、ウォーキング、ジョギング、スイミング、フットサル。毎日必ずどれかをやる！とここに宣言してしまおうと思います。

行政書士 鉾立榮一郎事務所は、法律手続の助言・提案・代行を通じ、お客様の「ハッピーな将来を実現する」お手伝いしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 外国人のお客様(入管手続)

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽に
ご連絡ください!



行政書士

鉾立榮一郎事務所

HOKODATE EIICHI LAW OFFICE

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> 鉾立榮一郎事務所 検索

相談業務に役立つ小冊子
『間違いない遺言書
の書き方 5つのチェック
ポイント』
無料請求受付中

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせください。